

国分寺市防犯まちづくり実施計画

国分寺市

国分寺市防犯まちづくり実施計画

目次頁

第1章 安全で安心なまちの実現に向けて

1 国分寺市における防犯対策の現状と課題	
(1) 現状	1
(2) 課題	1
2 国分寺市防犯まちづくり実施計画について	
(1) 防犯に関する市の方針策定の背景	1
(2) 国分寺市防犯まちづくり実施計画の策定について	2
(3) 実施計画の目標	2

第2章 国分寺市防犯まちづくり実施計画

1 地域の防犯意識啓発と防犯活動	
(1) 市民の生活の安全に関する正確で迅速な情報提供	3
(2) 安全に関する意識を高めるための啓発活動	3
(3) 市民の自主的な防犯活動への支援	4
2 人、地域、関係機関のネットワークづくり・連携	5
3 犯罪の標的にされやすい子どもの安全対策	7
4 犯罪に強いまちづくりにおける安全な環境の整備	10
(1) 防犯の視点に立ったまちづくりについて	10
(2) 公共施設【建物】の安全	11

第3章 実施計画の実施にあたって

1 庁内推進体制の整備	12
文末脚注	12

資料編

第1章 安全で安心なまちの実現に向けて

1 国分寺市における防犯対策の現状と課題

(1) 現状

都内における犯罪の状況を警視庁の統計資料からみると、平成7年以降23万件を超え平成14年には301,913件と過去最高の犯罪発生件数を記録しました。この危機的状況を打開するため、警察や自治体などによる防犯対策を連携、強化した結果平成19年の犯罪発生件数は228,805件となり、昭和60年くらいの水準に戻りました。

国分寺市統計により平成元年以降20年間の市の犯罪（刑法犯）発生件数の推移をみると、平成元年から平成15年までは増加傾向であり、平成15年の発生件数2,418件をピークに、平成16年以降は減少しています。平成16年は市が防犯担当部署（総務部くらしの安全課防犯係）を設置し、自主的に防犯活動を行う市民団体（以下「自主防犯活動団体」という。）が増加した年であり、犯罪発生件数の減少は自主防犯活動が活発化によるところが大きいと言えます。従って、自主防犯活動が衰退した場合、増加に転じることが考えられます。

この間、市では自主防犯活動を活発化するため、自主防犯活動団体への支援や助成及び警察との連携による防犯対策を実施しています。また、市民に対して防犯講演会等を開催するなど、防犯の啓発を目的とした活動も行っています。そして、平成18年度より「安全安心メール配信サービス」、平成20年度より青色回転灯装着車両による防犯パトロール、防災行政無線による「子どもの見守り放送」を開始しました。

(2) 課題

本市においては、行政と市民それぞれが、防犯活動を行っていますが、現在の厳しい犯罪情勢のなか、今後、市民が安全で安心な生活を営んでいくためには、市の内部での関係各課との連携を強化するだけでなく、それぞれの立場での防犯活動の推進を図るとともに、市民、事業者及び市、警察等が役割を担い、さらに一体となって安全で安心なまちづくりに取り組むことが重要な課題となっています。

2 国分寺市防犯まちづくり実施計画について

(1) 防犯に関する市の方針策定の背景

近年、凶悪犯罪の増加が社会問題となっています。また、侵入盗やひったくり等の生活に身近な犯罪だけでなく、架空請求や振り込め詐欺等の新たな知能犯罪も増加傾向にあり、市民はまちの安全や生活に不安を感じるようになってきています。

従来、防犯を中心的に担うのは警察の役割とされてきました。しかし、犯罪の増加（特に路上犯罪や知能犯罪）や低年齢化、組織化に対応して、まちの安全を守るためには、警察の力に頼るだけでは十分ではありません。地域のコミュニティが希薄化する中で、市に求められるのは物理的な環境の整備及び警察・市民・事業者・学校関係者等が連携・協働するためのコーディネーターとしての役割です。

市では市民参加の推進と「協働」の仕組みづくりを市政運営の基本にしています。「安全で安心なまちづくり」のために、市の役割を明確にすることを目的に、平成19年4月に『安全で安心な「国分寺市」へ！ まちの防犯に関する市の方針』を策定しました。

(2) 国分寺市防犯まちづくり実施計画の策定について

平成19年4月に策定した方針を基に、1. 地域の防犯意識の啓発と防犯活動 2. 人、地域、関係機関のネットワークづくりと連携 3. 犯罪の標的にされやすい子どもの安全対策 4. まちづくりにおける安全な環境の整備の4つの大きな基本目標に分け、具体的な内容を盛り込み、事業を実施するための国分寺市防犯まちづくり実施計画を策定します。この計画は平成21年度を初年度とし、平成25年までの5年間を実施期間とします。ただし、社会情勢等の変化に応じて適宜対応をしていきます。

(3) 実施計画の目標

平成16年から20年までの犯罪（刑法犯）発生率（人口1,000人あたりの発生件数、刑法犯発生件数÷人口×1,000）は、下表1のとおり減少しており、過去5年の平均の減少値は0.8となっています。平成20年の犯罪発生率は過去40年で最も低い数値となっており、今後も犯罪発生率の減少の水準を維持するものとします。従って成果目標として、下表2のとおり21年度以降も犯罪発生率を毎年0.8減少させ、平成25年の犯罪発生率を10.4とします。

【表1】

年	刑法犯発生件数	人口	犯罪発生率	前年比減少値	平均減少値
16	1,964	111,408	17.6		△0.8
17	1,971	112,321	17.5	△0.1	
18	1,816	113,894	15.9	△1.6	
19	1,737	114,270	15.2	△0.7	
20	1,649	114,906	14.4	△0.8	

【表2】

成果指標	20年度	目標				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
犯罪発生率	14.4	13.6	12.8	12.0	11.2	10.4

- ※ 刑法犯発生件数、人口は平成20年度国分寺市統計による。
- ※ 犯罪発生率は、小数点以下第2位を四捨五入。
- ※ 人口は、各年1月1日現在とする。
- ※ 犯罪発生率は、各年度の国分寺市統計の数値に基づき算出する。

第2章 国分寺市防犯まちづくり実施計画

1 地域の防犯意識啓発と防犯活動

(1) 市民の生活の安全に関する正確で迅速な情報提供

正確な防犯情報を迅速に提供することは、犯罪抑止や二次被害の防止に大きく役立ちます。くらしの安全課では、平成18年9月に不審者情報等を電子メールで市民に配信をするシステムを立ち上げました。今後は、市民に正確で迅速な情報提供を行っていくために、さらに細かな情報提供の基準をつくります。また、現在活動する組織については連携の強化と拡充を進めます。

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市民生活の安全を脅かすような事件等の情報提供（安全安心メール配信サービス）	市内で発生した事件や不審者の情報等を、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、登録者に情報配信する。（参考：資料1）	くらしの安全課	実施 登録数 4,900件	充実 登録数 5,000件	充実 登録数 5,100件	充実 登録数 5,200件	充実 登録数 5,300件	充実 登録数 5,400件
自主防犯活動団体への事件情報等の提供	自主防犯活動団体との連携を深めるため、メール配信サービスを電子メールで受けられない団体には、FAXで情報を提供する。	くらしの安全課	未実施	実施 10団体	充実 12団体	充実 14団体	充実 16団体	充実 18団体
被害・犯罪情報に関係機関に情報提供	くらしの安全課等から提供を受けた犯罪被害情報等を介護サービス事業者、注①ケアマネジャー、地域包括支援センターなどの関係機関にメール配信し周知。	高齢者相談室	実施 79事業所及び関係団体	充実 81事業所及び関係団体	充実 83事業所及び関係団体	充実 85事業所及び関係団体	充実 87事業所及び関係団体	充実 89事業所及び関係団体

(2) 安全に関する意識を高めるための啓発活動

市は、防犯に関する情報収集を積極的に推進するとともに、市報や市ホームページを活用して市民の防犯意識を高めるための情報提供や啓発活動に努めます。そして、警察との連携により地域ごとの講座も開催します。また、掲示板・回覧板を利用して市民への継続的な啓発活動も推進していきます。

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市報やホームページなどを活用した防犯啓発活動	防犯に必要な情報を収集すると共に、市報やホームページ等の広報媒体を活用して、市民や自主防犯活動団体に対して情報を提供する。	くらしの安全課	実施 隔月 1回	充実 毎月 1回	継続 毎月 1回	継続 毎月 1回	継続 毎月 1回	継続 毎月 1回

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
消費生活相談事業の拡充	月曜日から金曜日までの週5日間消費生活相談を行う。	経済課	実施 週4日	充実 週5日	継続 週5日	継続 週5日	継続 週5日	継続 週5日
消費者被害防止講座	悪質商法，振り込め詐欺など特定の犯罪被害に遭いやすい高齢者やその関係者に対し，安全を確保していく上で必要な知識の普及・啓発と地域の相談機関の周知を行う。	高齢者相談室 経済課	実施 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回
悪質商法撃退キャラバン	地域住民向けに講座を開催し，犯罪被害に遭わないための知識の習得と地域の相談機関の周知を行う。	高齢者相談室	実施 年1回	充実 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回
防犯パンフレットの作成及び活用	既製品ではなく，市の実情に即したパンフレットを新たに作成し，市のイベントや講座等で配布，活用して防犯意識の高揚を図る。	くらしの安全課	実施 3,000部 既製品	充実 3,000部 作成	充実 3,000部 改訂	充実 3,000部 改訂	充実 3,000部 改訂	充実 3,000部 改訂

(3) 市民の自主的な防犯活動への支援

自主防犯活動団体は，市民や地域の防犯意識の高まりとともに増加し，今後さらに活発化していくと予測されます。そこで市は，自主防犯活動団体を支援するため，防犯用品の支給等を促進していきます。

また，自主防犯活動団体による活動は，子どもの登下校の安全確保だけでなく，高齢者や障害者などを地域で見守るうえで大きな役割が期待されるため，警察，事業者，学校等と協力しながら地域の安全な暮らしを守るための組織づくりに向けた支援や交流を行っていきます。

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
自主防犯活動団体への防犯用品の支給	自主防犯活動団体にベスト，腕章，帽子，ウィンドブレーカー，懐中電灯など必要な防犯用品を支給し，活動の支援を行う。 (参考：資料2)	くらしの安全課	実施 30団体	充実 35団体	充実 40団体	充実 45団体	充実 50団体	充実 55団体

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ボランティア保険への加入助成	自主防犯活動団体が活動する上で、万が一のけがや事故対応のためにボランティア保険の助成を行う。	くらしの安全課	実施 10団体	充実 12団体	充実 14団体	充実 16団体	充実 18団体	充実 20団体
自主防犯活動団体の交流支援	定期的に自主防犯活動団体連絡会を実施し、意見交換や情報交換を行い団体相互の交流を図る。	くらしの安全課	実施 年4回	継続 年4回	継続 年4回	継続 年4回	継続 年4回	継続 年4回
自主防犯活動団体の新規立ち上げ及び維持拡大支援	自主防犯活動団体の新規立ち上げ、活動開始できるまでの支援と、既存団体の活動維持や規模拡大のために、必要な支援（出前講座等）を行う。	くらしの安全課	実施 年10団体	充実 年15団体	継続 年15団体	継続 年15団体	継続 年15団体	継続 年15団体
消費者被害防止出前講座の開催協力・支援	地域での消費者被害防止等の啓発講座開催に際し、協力・支援を実施。	高齢者相談室 経済課	実施 年3回	充実 年5回	継続 年5回	継続 年5回	継続 年5回	継続 年5回

2 人，地域，関係機関のネットワークづくり・連携

市は、市民及び警察との連携を深め、地域ぐるみの防犯活動を行うことにより犯罪の抑止力を高め、安全で安心なまちづくりに努めます。

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
つきまとい防止パトロールの実施	つきまとい勧誘行為防止条例に基づき、つきまとい防止パトロールを平日（年末年始を除く）の午後4時から午後10時まで実施する。	くらしの安全課	実施 警備員3名	継続 警備員3名	継続 警備員3名	継続 警備員3名	継続 警備員3名	継続 警備員3名
庁用車への防犯マグネットシートの貼付	業務中に車両で市内を走行する際に、地域の安全に配慮すると共に、防犯マグネットシートを貼付することにより、防犯効果を高める。	くらしの安全課	実施 69台	充実 74台	継続 74台	継続 74台	継続 74台	継続 74台

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地域防犯パトロール協力事業者の拡充	市内の事業者と協定を締結し，車両にマグネットシートを貼付し，市内巡回パトロールを実施することにより，「動く地域の目」として犯罪の機会を減少させる。	くらしの安全課	実施 3事業者	充実 6事業者	充実 9事業者	充実 12事業者	充実 15事業者	充実 18事業者
防犯協会等と連携した地域での防犯講演会の開催	市民の防犯意識を高揚させるため，防犯協会等との共催で防犯講演会を行う。	くらしの安全課	未実施	検討	実施 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回
防犯リーダー養成講習会の実施	各地域で活動する自主防犯活動団体のリーダーを育成するために，集中して知識を習得できる防犯リーダー養成講習会を実施する。（連続講座）	くらしの安全課	未実施	実施 参加数 30人	継続 参加数 30人	継続 参加数 30人	継続 参加数 30人	継続 参加数 30人
青色回転灯装着車の貸出しによる防犯パトロール	庁用車の青色回転灯装着車を自主防犯活動団体へ貸出し，夜間に青色防犯パトロールを実施する。（参考：資料3）	くらしの安全課	未実施	検討	実施 5台	継続 5台	継続 5台	継続 5台
庁用車の青色回転灯装着車の増設	庁用車の青色回転灯装着車を増設することにより，青色防犯パトロールを活発化する。	くらしの安全課	実施 3台	充実 14台	充実 24台	充実 34台	充実 44台	充実 54台
防犯まちづくり委員の認定	「防犯リーダー養成講習会」を修了した市民を地域の防犯リーダーとして委員に認定する。（参考：資料4）	くらしの安全課	未実施	実施 30人	充実 60人	充実 90人	充実 120人	充実 150人
防犯まちづくり委員会の設置	防犯まちづくり委員会を全市的な組織とするため，委員会を設置する。	くらしの安全課	未実施	検討	実施 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
権利擁護関係機関のネットワーク作り、連携（注②権利擁護事業関連機関連絡会）	消費者被害や注③成年後見制度利用等の権利擁護に関わる相談事業を行っている機関が定期的に情報交換を行うことにより連携を強化し、把握した情報等を地域の関係者へ的確に提供し、高齢者や障害者、その家族に伝達する体制作りを行う。また、各種被害を未然に防止し、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心できる生活を支えるネットワークを構築する。	高齢者相談室	実施 年4回	継続 年4回	継続 年4回	継続 年4回	継続 年4回	継続 年4回

3 犯罪の標的にされやすい子どもの安全対策

市は、子どもたちを取り巻く環境の安全を確保するために、学校を中心として地域との連携を深め、「子ども110番の家」の一層の推進を目指します。そして、子どもの安全対策について検討する組織を立ち上げて推進します。また、子ども対象のセーフティ教室や子どもの視点に立った講習会などを実施し、子どもの自己防衛力を高めます。

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
「子ども110番の家」の充実	子どもの安全を守るため、「注④子ども110番の家」を拡充する。	学校指導課	実施 1,150箇所	充実 1,150箇所	充実 1,200箇所	充実 1,250箇所	充実 1,300箇所	充実 1,350箇所
「子ども110番の家」の周知徹底と安全マップの活用	通学路等における「子ども110番の家」を児童・生徒及びその保護者に対して周知を徹底する。また、PTA等が作成の通学路等における危険箇所を図示した既存の「安全マップ」の更新を行い、活用を図る。	学校指導課 庶務課	実施 小学校10校	充実 小学校10校 内容更新	充実 小学校10校 内容更新	充実 小学校10校 内容更新	充実 小学校10校 内容更新	充実 小学校10校 内容更新
セーフティ教室の実施	関係機関との連携を図り、各学校においてセーフティ教室を実施する。	学校指導課	実施 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地域安全マップの作成支援	地域における危険箇所を把握するため、自治会や町内会または自主防犯活動団体や自主防災組織等市民による地域安全マップ作成の支援をする。	くらしの安全課	未実施	実施 年1地区	継続 年1地区	継続 年1地区	継続 年1地区	継続 年1地区
市立小・中学校全校への防犯カメラの設置	不審な人物の学校への立ち入りを未然に防ぐため、市立小・中学校に防犯カメラを設置、運用する。	庶務課	実施 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校
学校等への防犯用品の設置・整備	学校や保育園、児童館、学童保育所において、防犯用品や防犯設備の整備を行う。	学校指導課 庶務課 保育課 子育て支援課	実施 15校 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 15校 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 15校 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 15校 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 15校 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 15校 8園 児童館 学童 保育所 20施設
児童館や学童保育所における不審者情報の提供	市内での不審者情報等があった場合には「不審者情報等のお知らせ」を配布をする（生活安全安心メール配信サービスに登録されていない家庭）。また、児童館・学童保育所、保育園では施設内に同様の掲示を行う。	保育課 子育て支援課	実施 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 8園 児童館 学童 保育所 20施設	継続 8園 児童館 学童 保育所 20施設
保育園や児童館、学童保育所での防犯訓練実施	不審者等の侵入を想定し、緊急時の職員行動マニュアルに従い防犯訓練を実施する。また、警備会社等を利用した防犯教室も行う。	保育課 子育て支援課	実施 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回
子どもたちの見守りパトロール	子どもたちを事件や事故から守ることを目的として小金井警察署、民生委員・児童委員協議会、青少年問題協議会、保護司会、PTA等の協力により学校の長期休業期間中に国分寺駅周辺のパトロールを実施する。	庶務課	実施 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市立小・中学校、保育園、児童館、学童保育所における非常通報装置の運用	不審者や犯罪者が侵入した場合、非常通報装置の発報ボタンを押すことにより電話回線を通して警視庁通信司令部に連絡が行くとともに、現地に警察官が派遣されるシステムで、各施設で運用する。	庶務課 子育て支援課 保育課	実施 15校 児童館 学童 保育所 20施設 保育園 8園	継続 15校 児童館 学童 保育所 20施設 保育園 8園	継続 15校 児童館 学童 保育所 20施設 保育園 8園	継続 15校 児童館 学童 保育所 20施設 保育園 8園	継続 15校 児童館 学童 保育所 20施設 保育園 8園	継続 15校 児童館 学童 保育所 20施設 保育園 8園
市立小・中学校周辺における自主防犯活動拠点の設置	学校及び周辺の安全を確保するため、校内の既存の施設や周辺の空き店舗や事務所を活用した地域の防犯ボランティアが集まることのできる自主防犯活動拠点を設置する。	くらしの安全課 関係各課	未実施	検討	検討	実施 1校	継続 1校	継続 1校
自主防犯活動団体による児童見守り活動の推進	現在、自主防犯活動団体では登下校時に児童の見守り活動等を実施しているが、更に多くの団体に要請し、登下校時に合わせた防犯パトロールや見守り活動を推進する。	くらしの安全課 関係各課	未実施	実施 10 団体	充実 15 団体	充実 20 団体	充実 25 団体	充実 30 団体
防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施	児童が犯罪の被害に巻き込まれる危険性の高い通学時の安全確保のため、下校時間前に防災行政無線を使用して地域住民等に子どもの見守り活動の呼びかけを行う。	くらしの安全課	実施 1日1回	継続 1日1回	継続 1日1回	継続 1日1回	継続 1日1回	継続 1日1回
こどもを守るネットワーク（略称「こどもネット」）への参加	連合東京三多摩地域協議会が主宰する「こどもネット」に参加し、市庁用車及び協力事業者所有車にこどもネットのステッカーを貼付して、一時保護等子どもを守る活動を実施する。	くらしの安全課	未実施	検討	実施 市及び 6事業者	充実 市及び 9事業者	充実 市及び 12事業者	充実 市及び 15事業者

4 まちづくりにおける安全な環境の整備

(1) 防犯の視点に立ったまちづくりについて

建築関係の事業者に対し、市は、国分寺市まちづくり条例第72条の遵守について周知と啓発を推進します。そして市民に対しては、防犯に配慮した家づくりの普及を図り、生活の安全確保に努めます。また、道路や公園などの施設に関しては、防犯の観点から構造・設備等の再点検を行い、安全・安心に配慮したまちづくりを目指します。

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
国分寺市まちづくり条例の見直し	住宅の防犯構造及び設備の基準を設定する。	都市計画課 くらしの安全課	未実施 検討	検討	実施	継続	継続	継続
国分寺市まちづくり条例に基づく各課事前協議での防犯指導	防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、防犯性能の高い住宅の整備に努める。	くらしの安全課	実施	継続	継続	継続	継続	継続
一般住宅への防犯対策の促進	防犯出前講座の実施により一般住宅における防犯対策の啓発を行う。	くらしの安全課	未実施	実施 年5回	継続 年5回	継続 年5回	継続 年5回	継続 年5回
道路の防犯対策	街路灯を計画的に整備し防犯対策に努める。	道路管理課	実施 年5基	継続 年5基	継続 年5基	継続 年5基	継続 年5基	継続 年5基
道路管理パトロールに伴う防犯パトロール	現在、道路の安全確保のため実施している道路パトロールにあわせて、夜間の防犯パトロールを実施する。	道路管理課	実施 月1回	継続 月1回	継続 月1回	継続 月1回	継続 月1回	継続 月1回
公園の防犯対策	樹木の剪定を適宜行い、見通しを良くし防犯対策に努める。また、公園付近の定期的なパトロールを実施する。	緑と水と公園課	実施 月1回	継続 月1回	継続 月1回	継続 月1回	継続 月1回	継続 月1回

(2) 公共施設【建物】の安全

犯罪防止の観点から、市は、公共施設を定期的に見回るなどの点検を行い、特に建物内外にある死角部分を重点的に配慮した安全の確保をするとともに改善を行います。さらに、施設利用者へ向けては、防犯に関係した情報提供や啓発活動を行い、安心して利用することができるように努めます。

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
犯罪発生時の防犯マニュアル作成	各公共施設の管理者は防犯マニュアルの作成をする。 (参考：資料5，6)	各施設所管課	111施設中 75施設実施	実施 111施設	継続 111施設	継続 111施設	継続 111施設	継続 111施設
各公共施設職員の防犯訓練実施	各施設で作成した防犯マニュアルを基に、職員の訓練を行う。	各施設所管課	未実施	実施 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回
防犯の観点から施設の安全点検の実施	各施設で作成した防犯マニュアルを基に、公共施設内外において防犯の観点から安全点検をする。	各施設所管課	未実施	実施 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回

第3章 実施計画の実施にあたって

安全で安心なまちづくりの取り組みを実践するにあたり、総合的な活動を行うため、次のような推進体制を整備します。

1 庁内推進体制の整備

本市において、全庁的な協力体制をもとに取り組む必要があることから、くらしの安全課を中心として庁内関係各課の連携を図り、安全で安心なまちづくりに向けた施策を展開します。

また、本計画を着実に推進するために、進行管理体制を確立し、定期的にヒアリングを実施し調査及び点検を行い、進捗状況を把握します。

取組事項	主な内容	担当課	20年度	目標				
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
庁内推進体制の整備 (関係課連絡会の実施)	安全で安心なまちづくりに向けた施策の展開を図り、実施計画の進行管理を行うため、関係課による連絡会を実施する。	関係各課	未実施	実施 年1回	充実 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回

注釈

注①	ケアマネジャーとは介護支援専門員のことであり、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・各種施設(介護老人福祉施設等)に所属し、介護保険において要支援・要介護と認定された人に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、ケアマネジメントを行う職業。介護全般に関する相談援助・関係機関との連絡調整・介護保険の給付管理等を行う。
注②	権利擁護事業関連機関連絡会とは、判断能力や身体能力が不十分な高齢者・障害者が地域の中で安心して暮らし続けられるように、権利擁護に関連する行政機関、民間組織・団体により、現状と課題について意見交換を行い情報の共有化を図る市主催の連絡会。
注③	成年後見制度とは判断能力の不十分な成年者を保護するため一定の場合に本人の行為能力を制限すると共に本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度である。ドイツの世話法、イギリスの持続的代理権授与法を参考にして2000年4月、旧来の禁治産・準禁治産制度に代わって設けられた。
注④	子ども110番の家とは、子どもが身の危険を感じた時に、助けを求めて駆け込む緊急避難場所のことで、住宅や商店等がある。子どもが駆け込んできた時には一時的に保護し、警察署、学校、家庭等に連絡してもらう。

資 料 編

資料 1…携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱基準

資料 2…国分寺市自主防犯活動に対する防犯資機材支給要綱

資料 3…青色回転灯防犯パトロールマニュアル

資料 4…国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱

資料 5…国分寺市公共施設防犯対策マニュアル（参考例 1）

資料 6…国分寺市公共施設防犯対策マニュアル（参考例 2）

携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱 基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、市民等の生活の安全に関する情報を携帯電話等の電子メール機能を利用して配信することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において「生活安全情報」とは、市民等の生活の安全に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 防犯情報 小金井警察署その他近隣の警察署（以下「警察署」という。）から市に提供された犯罪等に係る情報又は国分寺市教育委員会等から提供された市立小中学校等の周辺における子供の安全や生活を脅かす事件情報

(2) 災害情報 市内で生じた災害に関する情報であって、次に掲げるものをいう。

ア 震度 4 以上の地震が発生した場合の被害情報及び被災生活等に関する情報

イ 台風、大雨等により土砂災害警戒情報、避難準備、避難勧告、避難指示等が発令された場合の避難等に関する情報

ウ その他市民の生命、財産を脅かす緊急事態が発生した場合の避難等に関する情報

(対象者)

第 3 条 市長は、市内に在住、在勤及び在学する者並びにこれらの者の家族のうち生活安全情報の提供を希望するものに対し、次の各号のいずれかの機能を利用し、配信するものとする。

(1) 携帯電話の電子メール機能

(2) パソコンの電子メール機能

2 前項の規定にかかわらず、近隣市に居住している等の理由により生活安全情報の提供を希望する者には配信できるものとする。

(事前の登録等)

第 4 条 前条の規定に基づき、電子メール機能による生活安全情報の配信を希望する者は、市長が別に定めるところにより、携帯電話又はパソコンの電子メールアドレスを事前に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を行った者（以下「登録者」という。）の携帯電話又はパソコンの電子メールアドレスに対し、随時生活安全情報の提供するものとする。

3 登録者は、電子メールアドレスに変更があったとき又は生活安全情報の提供を受ける必要がなくなったときは、市長が別に定めるところにより、自ら当該登録内容を変更し、又は登録を削除することができる。

4 市長は、電子メールアドレスの変更等により生活安全情報の送信を 3 回以上完了することができなかつたときは、当該登録者の登録を削除することができる。

(生活安全情報の提供の手続)

第 5 条 生活安全情報の提供に関する事務は、総務部くらしの安全課（以下「くらしの安全課」という。）が行うものとする。

2 くらしの安全課は、生活安全情報を提供する事務を行う際は、あらかじめ課内で決裁し、課内職員の携帯電話にテスト送信を行った後当該事務を行うものとする。

3 防犯情報を市民等に提供する時間は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5

時 15 分までとする。

4 災害情報を市民等に提供する時間は、原則として終日とする。

(生活安全情報の提供に伴う経費)

第 6 条 市は、生活安全情報の提供に伴うシステムや通信に関する経費を負担するものとする。

2 登録者は、事前登録（登録内容の変更及び削除を含む。）及び提供された生活安全情報の受信をするために発生する経費を負担するものとする。

(市民等のメール配信登録に伴う個人情報)

第 7 条 市は、生活安全情報の配信に際しては個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、国分寺市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 34 号）及び同条例施行規則（平成 12 年規則第 4 号）、国分寺市情報システムの管理運営に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）及び同条例施行規則（平成 17 年規則第 28 号）、国分寺市情報セキュリティ対策基準並びに国分寺市個人情報保護審議会等関係機関の決定事項を遵守し、実施するものとする。

附 則

この基準は、決済日から施行する。

○国分寺市自主防犯活動に対する防犯資機材支給要綱

平成18年6月15日

要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、市内で防犯パトロール等の自主的な防犯活動(以下「自主防犯活動」という。)を実施する団体等の活動を支援するため、当該団体等に対して必要な防犯資機材を支給することにより、市民が安全で安心なくらしのできるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(対象団体等)

第2条 防犯資機材の支給を受けることができる団体等は、次の各号の要件をいずれも備える団体等とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 3人以上の構成員を有し、月2回以上の防犯パトロールを1年以上にわたって継続して行っていること。
- (2) 活動の目的が地域の安全や安心に寄与するものであり、営利を目的としたものでないこと。
- (3) 構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であること。

(支給する防犯資機材)

第3条 支給する防犯資機材は、次に掲げるものとし、支給する数は、予算の範囲で、市長が認めた数とする。

- (1) パトロール用防犯ベスト
- (2) パトロール用腕章
- (3) パトロール用帽子
- (4) 懐中電灯
- (5) 防犯用笛
- (6) 拍子木
- (7) 拡声器
- (8) その他市長が必要と認める防犯資機材

(支給申請)

第4条 防犯資機材の支給を受けようとする団体等は、自主防犯活動資機材支給申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(支給品の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めた場合は、防犯資機材の支給を決定し、自主防犯活動実施団体等資機材支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、防犯資機材を支給するものとする。

(防犯資機材の管理)

第6条 前条の規定により防犯資機材の支給を受けた団体(以下「支給団体等」という。)は、支給された防犯資機材を支給の目的に反して使用し、譲渡し、又は交換してはならない。

(防犯資機材の返却)

第7条 市長は、支給団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消し、支給した防犯資機材を返却させることができる。

- (1) 支給団体等が解散したとき。
- (2) 自主防犯活動が引き続き6箇月以上行われていないとき。
- (3) 虚偽又は不正の手段により申請がなされたとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の国分寺市自主防犯活動に対する防犯資機材貸与要綱の規定により貸与決定を受けた団体等についてはこの要綱による改正後の国分寺市自主防犯活動に対する防犯資機材支給要綱の規定により支給決定を受けた団体等とみなし、既に貸与している防犯資機材については支給したものとみなす。

様式 略

青色回転灯防犯パトロールマニュアル

・パトロールにあたって

青色回転灯を点灯して市内を巡回することで、防犯の意識啓発や犯罪抑止に役立ちます。日々の業務の一環として、市民の安全・安心のため「青色防犯パトロール」にご協力をお願いします。

・パトロールの手順

1 用意する物

- ①筆記用具（報告書に記入するため）
- ②実施者証（必ず携帯）

2 青色回転灯防犯パトロール車を運転する前に

(※確認事項)

- ①青色回転灯（車内に保管されています。）
- ②表示ステッカーの確認（基本的に常时装着されています。）
車両の両側面に所定のマグネットシートが装着されているか確認してください。

大きさ：縦 30 cm 横 50 cm



③標章の掲示（基本的に常時掲示してあります。）

青色回転灯装備車標章を自動車の後部の外から見えやすい場所に表示されているか確認してください。

大きさ：縦 13 cm、横 18 cm

青色回転灯装備車両 （自主防犯パトロール中）		番号
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名	
パトロール実施地域	警 視 総 監 都道府県警本部長 ○○方面本部長	印
発行日 年 月 日		

3 青色回転灯の装着方法

- ①青色回転灯を取り出し、底の鉄板を取り外します。取り外し方は、マグネット版の後方にある小さな突起をつまんで引き上げて外してください。
- ②自動車の屋根前方に脱着式の青色回転灯をしっかりと装着し（落ちないことを確認してください）運転の邪魔にならないように助手席側の窓からコードを通し、シガーライターソケット 12V 電源に差し込んで、通電し動作確認をしてください。（差し込むことで回転灯は点灯しますので、必ず青色回転灯を自動車の屋根に装着してからシガーライターソケットへプラグを差し込んでください）パトロール中以外は、青色回転灯を点灯させないでください。
- ③青色回転灯を取り外す時は、必ず車両を安全な場所に停止させた状態で降車し、まず、電源を抜き、消灯させてください。青色回転灯のマグネット版の後方にある小さな突起をつまんで引き上げて外してください。（鉄板を外す時と同様です。）持ちにくく落としやすいので、十分気をつけてください。

- ④青色回転灯を取り外した後は、マグネットの底の部分に、付属の鉄板を必ず取り付けて保管してください。（鉄板を取り付けていないと磁力が弱まり走行中に外れる恐れがありますので、必ず取りつけてください。）

4 パトロールの注意事項

- ①パトロールを行う場合、実施者証（警視総監から実施者として認定を受けた市職員）を持つ者が一人以上乗車してください。
- ②主目的終了後、帰庁時にパトロールを行ってください。（市民のお宅へ訪問する場合等は、青色回転灯を点灯させて現地へ行くことはしないでください。）
- ③交通ルールを守り、運転に集中してください。青色回転灯装着車両は存在そのものが犯罪抑止につながります。
- ④不審者（車）を発見したら、車両を安全なところへ停車させ、警察へ通報してください。不審者（車）を追跡する等危険なことはしないでください。
- ⑤万が一の緊急時（助けを求められた、犯罪の現場を目撃した等）に遭遇したら、まず、落ち着いて速やかに被害者の救護や、通報をしてください。パトロール中だからといって特別にしなければならないことはありません。人として、公務員として当たり前のことをするだけです。特異事案があった場合は必ずくらしの安全課へ連絡をしてください。ただし、110番や119番通報が優先です。

国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯パトロールや児童の見守りなど市民主体の自主的な防犯活動（以下「自主防犯活動」という。）を総合的に推進するため、国分寺市防犯まちづくり委員（以下「委員」という。）を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の役割)

第2条 委員は、市と協力して地域における自主防犯活動を推進していくものとする。

(委員の認定)

第3条 委員は、市が開設する防犯リーダー養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者のうち、本人の申出により市長がこれを認定する。

2 市長は、認定した委員に対し国分寺市防犯まちづくり委員認定書を交付する。

(委員の公表)

第4条 委員の氏名は、市報等により公表し、市民への周知を図る。

(委員の活動)

第5条 委員の活動は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域における自主防犯活動の活性化及び自主防犯活動を実施する団体の形成並びにその指導に関すること。
- (2) 自主防犯活動の発展に寄与する地域活動に関すること。
- (3) 第8条に規定する全市組織の活動に関すること。

(市の役割)

第6条 市の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市は、委員が第5条に規定する活動を遂行する上で必要となる情報、

資料等について、積極的に援助するものとする。

- (2) 市は、委員が第5条に規定する活動を遂行し、これを通じて行われる防犯上の諸問題に関する質問、提案に対して、速やかに、回答を行うものとする。

(委員の認定の取消し)

第7条 委員の認定は、次に掲げる事情が発生した場合は、取り消すものとする。

- (1) 第5条に規定する委員の活動を遂行できなくなった場合
(2) その他本人の申出によるやむを得ない理由のある場合

(全市組織の設置)

第8条 委員は、相互の意見、情報、経験等の交流又は自主防犯活動の全市的拡がりと発展を目的として、自主的な組織(以下「全市組織」という。)をつくることができる。

2 市は、全市組織の活動に対して、必要と認める援助を行う。

(研修)

第9条 委員は、常に防犯に対する知識の修得と防犯への理解を深めるため、市が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

国分寺市公共施設防犯対策マニュアル (参考例1)

【学校、保育園など利用者が特定であり、来客の受付管理が可能な施設】

平成20年5月

国分寺市総務部くらしの安全課

防犯対策マニュアル（参考例1）の活用について

1 基本的な考え方

この防犯対策マニュアル（参考例1）は、学校、保育園、学童保育所等利用者が特定される公共施設の安全管理を行ううえで基本的な事項、実行するための必要事項や手順等を列記したものです。対象となる公共施設は、保育園、学童保育所、小学校と中学校等があり、児童生徒等の数、施設規模、地形的な条件や施設条件、地域との関係などにより、画一的なマニュアル作成になじまないところがあります。従って、この参考例を踏まえたうえで、各施設の実情にあったマニュアルを作成し、教職員等の共通理解や危機管理能力の向上に努める必要があります。

2 管理上のポイント

- ①「公共施設で児童生徒等が活動している昼間等の時間帯に、不審者が侵入してくることを防止する。」という観点でマニュアルを作成する。
- ②地域との連携や開放を推進するために、多くの人を訪れることを考慮に入れる。
- ③セキュリティーの向上と利便性とは相反する部分もあるが、両立を図ったうえで安全性を確保する。

第 1 章 予防対策（日常における施設の安全管理について）

1 平素の取組

(1) 通学路等の安全確認、安全点検

- 教職員、保護者、地域、関係機関による通学路等の見守り
- 人通りの少ない場所など、危険箇所の把握と周知
- 教職員、地域、保護者等との間の情報交換と緊急時即応体制の構築

(2) 児童生徒等への指導

- 登校、下校時等の人通りの多いところの通行
- 不審者等の手口の周知
- 防犯ブザーの使用方法与大声の練習
- 「子ども 110 番の家」、「子ども避難所」、コンビニ、商店の位置の確認
- 不審者等からの逃走方法の練習

(3) 情報の収集と発信、相互交流

- 地域、関係機関（警察等）からの不審者情報等の収集
- 市総務部くらしの安全課が実施しているメール配信サービスの活用
- 収集した情報の児童生徒等、保護者、地域、他の施設への提供

2 門、建物等の管理

(1) 門の管理

- 使用する門の限定（必要性の低い門について常時閉鎖又は施錠の検討）
- 登下校時等に使用する門の箇所数の見直し。（安全管理上の観点）
- 登下校等の終了後の通用門は、1 箇所に限定する。
- 必要に応じて門の施錠管理（市や警察からの不審者情報に伴い検討）

(2) 校舎、園舎等の管理

- 来客用玄関の限定（必要性の低い玄関について常時閉鎖又は施錠の検討）
- 登下校時以外の時間帯における玄関（来客用を除く）、昇降口の閉鎖又は施錠（施錠については、地震や火災等、災害時の避難も考慮して検討）
- 教職員もしくはボランティア（保護者等）による校舎、園舎内巡回

(3) その他の施設管理

- 倉庫、用具庫や使用頻度の低い特別教室、会議室等の施錠
- 上記の定期的な点検

(4) 来客の案内表示

- わかりやすい場所に通用門の案内表示を掲示
- 通用門から来客用玄関（受付）までの案内表示の掲示（特に通用門と来客用玄関が離れている場合は、動線を明示する。）

(5) 死角等の解消（設備等の適正管理）

- 門扉、フェンス、窓、外灯、常夜灯等の設備の点検及び補修
- 障害物の除去及び敷地内の視界の確保（樹木の剪定、下草刈り、廃棄物の撤去）

3 日常の対応

(1) 安全管理の責任体制及び執行体制の確立

- 校長、副校長、教務主任、防犯・防災担当等職員の平常時及び緊急時の役割分担を明確しておく。学校の場合は、国分寺市教育委員会作成の「学校防犯マニュアル

ル」を参考に検討する。

- 緊急時の指揮の順位（上位者不在の場合の代替職員）の決定

（例）

第1順位	学校長
第2順位	副校長
第3順位	教務主任
第4順位	防犯・防災担当

- 日頃から教職員等（教員、事務員、給食調理員、用務員等）は安全管理について共通認識を持ち、各自の役割の中で相互に協力する態勢を作る。
- 平素の備えとして、緊急時の役割分担、一部の教職員が不在でも機能するよう、複数で担当するよう組織を検討しておく。

（例） 不審者等対応担当…危険のない範囲で不審者等への退去の説得、非常時にはさす股等を使用しての行動阻止を行う。

避難誘導等担当…児童生徒を不審者等から遠ざけ、安全確保するため避難誘導を行う。また、児童生徒を落ち着かせる。

情報連絡担当…不審者等の情報を収集、警察及び消防への通報、教育委員会指導課、市総務部くらしの安全課等への連絡を行う。

応急手当等担当…けが人等が発生した場合の応急手当、重傷者の病院への搬送の依頼（情報連絡班を通して消防へ）を行う。

（2）登校・登園時間帯前後の対策

- 児童生徒等の登校・登園開始前に、施設内を巡回し安全を確認する。
- 必要に応じて登校・登園時に教職員、ボランティア等が通学路や門等で見守りを行う。
- 門の開錠や開門の時刻を児童生徒等や保護者に対して明確にする。
- 学校においては、登校時間の厳守に関し児童生徒への指導を徹底する。
- 学校においては、早朝練習等を行う場合は教職員が立ち会う。

（3）受付

- 門もしくは玄関において防犯カメラ等で来客の確認を行う
- 職員室や玄関等に受付場所を設定し、受付簿へ必要事項の記載を行わせるなど、来客のチェックを行う。
- 必要に応じて身分証明書の提示を求める。
- 来客には名札を着用させる等、受付を済ませた者かどうかわかるようにする。
- 受付簿への訪問・退出時間の記入、名札の回収など、施設に滞在している人の把握を徹底する。
- 訪問目的がはっきりしていない、態度に不審な点がある場合の対応方法について、検討し決定しておく。（応対場所、応対人数、対処方法等）

（4）声かけ

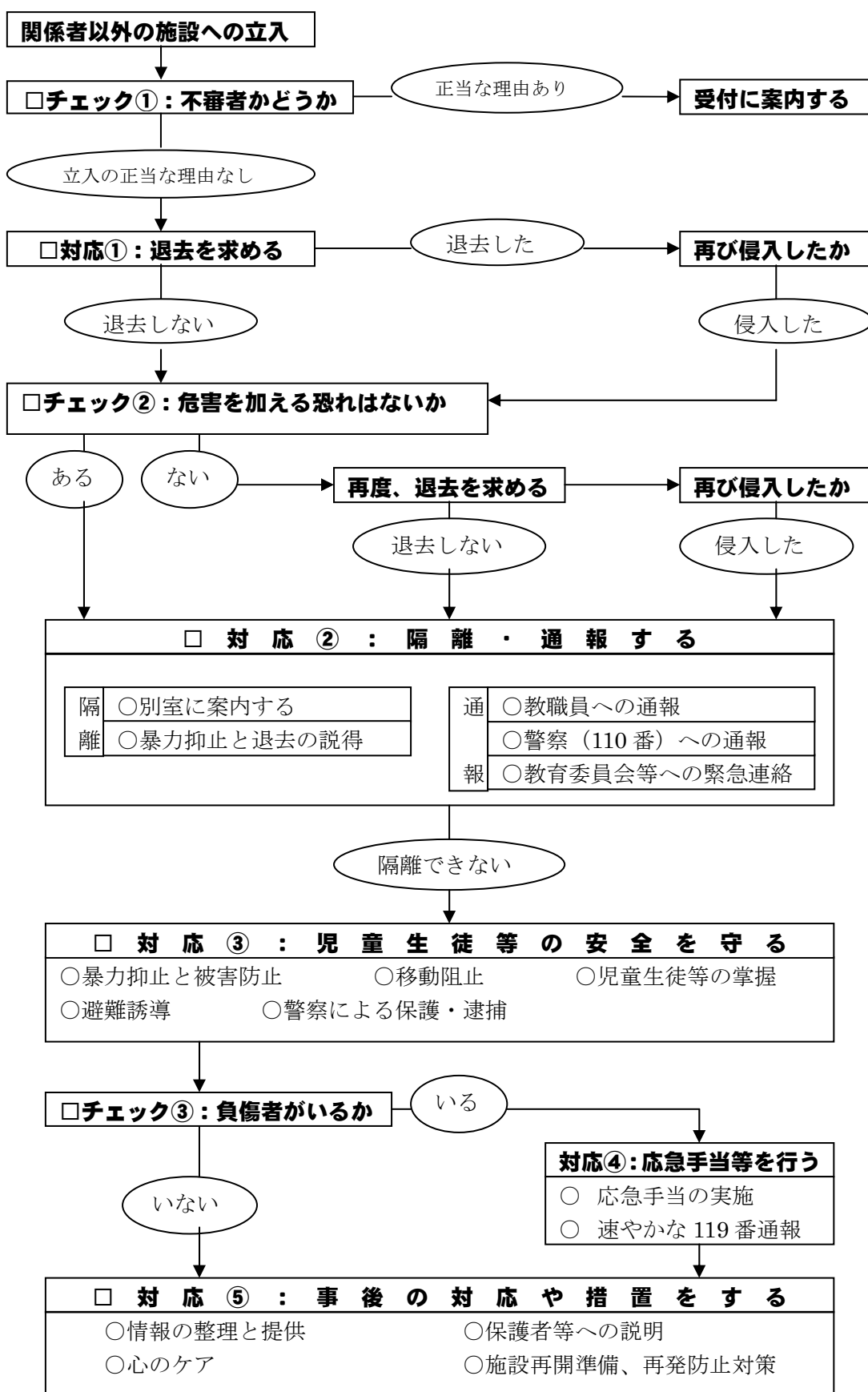
- 来客に対して、挨拶や声かけを行い、用件確認や行き先案内を習慣化する。
- 特に名札等を着用していない者に対しては、用件を確認のうえ受付を行い、名札等を着用するよう指示する。
- 来客に声かけをする場合、次の点に留意する。
- 用件が答えられるか、正当なものか。
 - 保護者の場合、子どもの学年、組、氏名が答えられるか。
 - 教職員の来客の場合、その氏名、担当教科、学年等が答えられるか。
 - 業者の場合、社名や業務内容、公共施設側の担当者名等が言えるか。

- (5) 巡回等
 - 教職員等により、必要に応じて施設内の巡視を行う。
 - 学校の休憩時間などでは、可能な限り教職員は教室周辺で過ごすようにする。
 - 不審者情報等があった場合など、状況によっては施設周辺を巡視する。
 - (6) 防犯関係設備等の活用
 - 緊急時の施設内連絡システムとして、館内放送以外に携帯電話の連絡網など活用を検討する。
 - 防犯カメラが設置されている場合、そのモニターを意識的に確認する。
 - (7) 関係機関との連携
 - 小金井警察署や国分寺消防署と連携を図っておく。(防犯訓練や防災・防火訓練の機会を活用)
 - 平素から不審者情報など、市総務部くらしの安全課と連絡を密にしておく。
- 3 安全教育、訓練、研修
- (1) 児童生徒等への安全教育
 - 日ごろから児童生徒等への安全教育を実施する。
 - 具体的な場面を想定した指導を行う。
 - (2) 防犯訓練の実施
 - 不審者等の侵入を想定した訓練の実施
 - 小金井警察、けが人発生を想定し国分寺消防署とも連携した訓練の実施
 - (3) 教職員の研修
 - 日ごろから安全対策について話し合っておく。
 - 市総務部くらしの安全課で行う防犯講演会や講座、警察等関係機関の研修に積極的に参加する。

第2章 応急対策（不審者等が侵入したときの緊急対応）

- 1 基本的事項
- (1) 児童生徒等の安全確保
 - ① 児童生徒等が危険にさらされている場合は、危険から脱出させることを優先する。
 - ② 児童生徒等の安全確保のため、その場所に留まるか、別の場所に避難すべきか、現場にいる教職員等が判断し即応する。
 - (2) 教職員の安全確保
 - ① 児童生徒等の安全確保に加え、対応する教職員自身の安全確保のため、一人で対応するのではなく、複数で対応する。
 - ② さまざまな場面を想定し、教職員相互の連携について検討し、共通の認識を持つ。
 - (3) 警察、消防への連絡
 - ① 少しでも危険が想定される場合は、早急に警察（110番）に連絡する。
 - ② けが人等が発生した場合は、直ちに消防（119番）に連絡する。
 - ③ 危機的な状況の中では、警察や消防に連絡したがどうか不明な場合があるので、「誰かが連絡しただろう」ではなく「重複しても自分が連絡する」を心がける。

3 チェックと対応



- チェック①：不審者かどうか。
 - 不審者かどうかのポイントは、受付や声かけ時の反応で判断する。
 - 受付や声かけ前に不審を感じるような場合は、一人で対応しないで複数の教職員で対応する
 - 危険を感じるような場合は、直ちに110番通報する。

- 対応①：退去をもとめる
 - 不審者侵入時の教職員の役割分担に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。あらかじめ、不審者に知られないようなサインや暗号を決定しておく。
 - 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。その際、相手に近寄り過ぎない。
 - 次のような場合は、不審者として警察へ通報する。
 - ◎ 受付を無視し、無理に立入ろうとする。
 - ◎ 退去の説得に応じようとしない。
 - ◎ 暴力的な言動をする。
 - 退去しても再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。
 - 再度侵入したり、施設周辺に居続けたりする可能性もあるので、教職員は複数で施設周辺を巡視等行う。
 - 退去した場合も、警察や施設所管部署、市教育委員会、市総務部くらしの安全課に報告し、施設周辺のパトロールの強化を図る。

- チェック②：危害を加える恐れはないか
 - 所持品に注意する。
 - ◎ 凶器を所持していたら、直ちに110番通報する。
 - ◎ 不審者が興奮しないよう、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
 - ◎ 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
 - 特に次のような言動がないか注意する。
 - ◎ 暴力を振るおうとする。
 - ◎ 制止を聞かず興奮状態である。
 - ◎ 言動が不自然である、あるいは要領を得ないことを言っている。

- 対応②：隔離・通報する
 - 別室に案内する。
 - ◎ 児童生徒等から隔離するため、別室に案内する。
 - ◎ 不審者を先に奥に案内し、対応する教職員は身の安全を図るため後から入り、入口近くに位置し、ドアは開放する。
 - ◎ 対応は複数の職員で行う。
 - 暴力行為を行わないことと退去することを説得する。
 - 警察、施設所管部署等に通報するとともに、教職員、児童生徒等に周知する。
 - ◎ 警察（110番）へ通報する場合、不審者に知られないようにサインをあらかじめ決定しておく。
 - ◎ 教職員等への周知に際しては、館内放送が最も迅速であるが、不審者への影響を考慮し、あらかじめ教職員間で放送の文例を決定しておく。

- 対応③：児童生徒の安全を守る
 - 暴力の抑止と被害の防止を行う。…児童生徒等から注意をそらし、不審者を近づけないようにすることで、被害を防止しながら警察の到着を待つものとする。
 - ◎ 応援を求める。
 - ・ 大声をたてる。
 - ・ 緊急時の連絡網を活用する。
 - ◎ 身近な物を使用して、不審者との距離をとり、その移動を阻止する。
 - ・ 机、イス、モップ、ほうき、さす股等
 - 児童生徒等を掌握し、安全を守る。
 - ◎ 授業、保育時間中は、その担当者が児童生徒等の行動を掌握し、安全を守る。授業、保育担当者が、他の役割に移行する場合は、必ず近くの教職員に引き継ぎ、児童生徒のみにしない。
 - ◎ 授業、保育時間以外の場合、あらかじめ分担した場所でその担当者が安全を守る。
 - ◎ 全教職員等に緊急連絡を行う。
 - 避難誘導をする。
 - ◎ 緊急性が低い場合、直ちに避難できるよう、児童生徒等を教室等で待機させる。
 - ◎ 教室等への侵入の恐れがある場合には、直ちに児童生徒等を職員室など教職員等が居る場所に避難誘導する。
 - ◎ 避難の指示がある場合は、その指示に従う。

- チェック③：負傷者がいるか
 - 負傷者を把握する。
 - ◎ 授業、保育中は、その担当者が把握して報告する。
 - ◎ 休み時間や放課後などは、教職員があらかじめ決めておいた担当の場所に急行し、速やかに負傷者を確認する。
 - ◎ 全員を集合させ、負傷の有無を確認する。
 - ◎ 施設内外、周辺を教職員が巡視する。

- 対応④：応急手当などを行う
 - 負傷者は速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急搬送を要請する。
 - 救急搬送する場合は、教職員が付き添う。

- 対応⑤：事後の対応や措置を行う
 - あらかじめ定められた役割分担に従い、事後の対応・措置を行う。
 - 情報を収集し、概要等を把握・整理し、提供する。
 - 特に報道機関との対応については、窓口を管理職に一本化し、正確な情報を伝える。
 - 速やかに保護者等に以下のとおり連絡や説明を行う。
 - ◎ 客観的な事実
 - ◎ 教職員の取った対応
 - ◎ 児童生徒等の様子と今後予想される状況
 - ◎ 施設の再開に向けての対応
 - ◎ 保護者や地域への依頼
 - ◎ 説明等に当たっては、プライバシー保護に配慮する。
 - 連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保する。携帯電話の活用を検討する。

- 不審者が保護・逮捕され、あるいは施設外に退去した場合でも、下校時に教職員の引率、又は保護者の引き取りを行う。
- 保護者等に引率や巡回の協力を依頼する。
- 市内の他の施設、市総務部くらしの安全課に情報提供を行う。
- 施設の再開及び再発防止対策を実施する。
 - ◎ 児童生徒等、教職員の心のケア…教育相談や症状に応じてカウンセラーによるカウンセリングを実施する。
 - ◎ 安全管理体制の再検討…マニュアルや役割分担、来客対応の見直しを行う。
 - ◎ 施設、設備の点検と補修…施設、設備が原因であった場合、その原因を改善する。
 - ◎ 保護者会等の開催…今後の安全管理の方針について説明するとともに、保護者等や地域との協力について理解を求める。
- 以上については施設所管部署のほか、市教育委員会、市総務部くらしの安全課に報告するとともに、連携をとって進める。

第3章 登校・下校時等の応急対策

- 1 児童生徒等の安全確保（緊急事態発生の際の情報があった場合）
 - 状況により、直ちに警察（110番）、消防（119番）に通報する。
 - 複数の教職員を発生現場に派遣する。
 - 施設内にいる児童生徒等を留める。
 - 登校・下校途中等の他の児童生徒等の安全を確保するため、教職員を派遣する。
- 2 情報の収集、連絡
 - 発生現場に派遣した教職員等と連絡を取り（携帯電話等）、情報を収集する。
 - 教職員間で情報を共有する。（黒板等を活用し情報を書き込む）
 - 施設所管部署、市教育委員会、市総務部くらしの安全課、市関係部署に報告及び連絡し、連携・協力する。
 - 保護者、地域に情報を発信するとともに、市内の各施設に情報を伝達する。
- 3 事後対応
 - 状況及び情報を整理・分析し、対応すべき事項を決定する。
 - 事態等に内容により、きめ細かい対応を行う。
 - プライバシーの保護に配慮しつつ、児童生徒等や保護者に十分対応しなければならない。
 - 特に児童生徒等の心のケアの実施に留意し対応する。
 - 上記について施設所管部署、関係部署と協力する。

国分寺市公共施設防犯対策マニュアル

(参考例 2)

【公民館など利用者が不特定多数であり、受付管理ができない施設】

平成 20 年 5 月

国分寺市総務部くらしの安全課

防犯対策マニュアル（参考例2）の活用について

1 基本的な考え方

この防犯対策マニュアル（参考例2）は、公民館、図書館、地域センター等利用者が不特定多数の公共施設の安全管理を行ううえで基本的な事項、実行するための必要事項や手順等を列記したものです。対象となる公共施設は、利用者の数、施設規模、地形的な条件や施設条件、地域との関係などにより、画一的なマニュアル作成になじまないところがあります。従って、この参考例を踏まえたうえで、各施設の実情にあったマニュアルを作成し、職員等の共通理解や危機管理能力の向上に努める必要があります。

2 管理上のポイント

- ①「公共施設で利用者がある昼間等の時間帯に、不審者が侵入してくることを防止する。」という観点でマニュアルを作成する。
- ②多くの人が訪れることを考慮に入れる。
- ③セキュリティーの向上と利便性とは相反する部分もあるが、両立を図ったうえで安全性を確保する。

第1章 予防対策（日常における施設の安全管理について）

1 平素の取組

（1）情報の収集と発信、相互交流

- 地域、関係機関（警察等）からの不審者情報等の収集
- 市総務部くらしの安全課が実施しているメール配信サービスの活用
- 収集した情報の利用者、地域、他の施設への提供

（2）出入口の管理

- 来客用出入口の限定（必要性の低い職員通用口などは常時閉鎖又は施錠の検討）
- 非常口の閉鎖（施錠はしない）
- 職員もしくはボランティア（利用者団体等）による施設内巡回

（3）その他の施設管理

- 倉庫、用具庫や使用頻度の低い部屋、会議室等の施錠
- 上記の定期的な点検

（4）死角等の解消（設備等の適正管理）

- フェンス、窓、外灯、常夜灯等の設備の点検及び補修
- 障害物の除去及び敷地内の視界の確保（樹木の剪定、下草刈り、廃棄物の撤去）

2 日常の対応

（1）安全管理の責任体制及び執行体制の確立

- 職員の平常時及び緊急時の役割分担を明確しておく。「防災マニュアル」を参考に検討する。
- 緊急時の指揮の順位（上位者不在の場合の代替職員）の決定

（例）

第1順位	館長
第2順位	庶務担当係長
第3順位	庶務担当主任
第4順位	庶務担当主事

- 日頃から職員等は安全管理について共通認識を持ち、各自の役割の中で相互に協力する態勢を作る。
- 平素の備えとして、緊急時の役割分担、一部の職員が不在でも機能するよう、複数で担当するよう組織を検討しておく。

（例） 不審者等対応担当…危険のない範囲で不審者等への退去の説得、非常時には身近にあるものを使用して行動阻止を行う。

避難誘導等担当…不審者等を利用者から遠ざけ、安全確保するため避難誘導を行う。また、利用者を落ち着かせる。

情報連絡担当…不審者等の情報を収集、警察及び消防への通報、施設所管部署、教育委員会、市総務部くらしの安全課等への連絡を行う。

応急手当等担当…けが人等が発生した場合の応急手当、重傷者の病院への搬送の依頼（情報連絡担当を通して消防へ）を行う。

（2）開館前後の対策

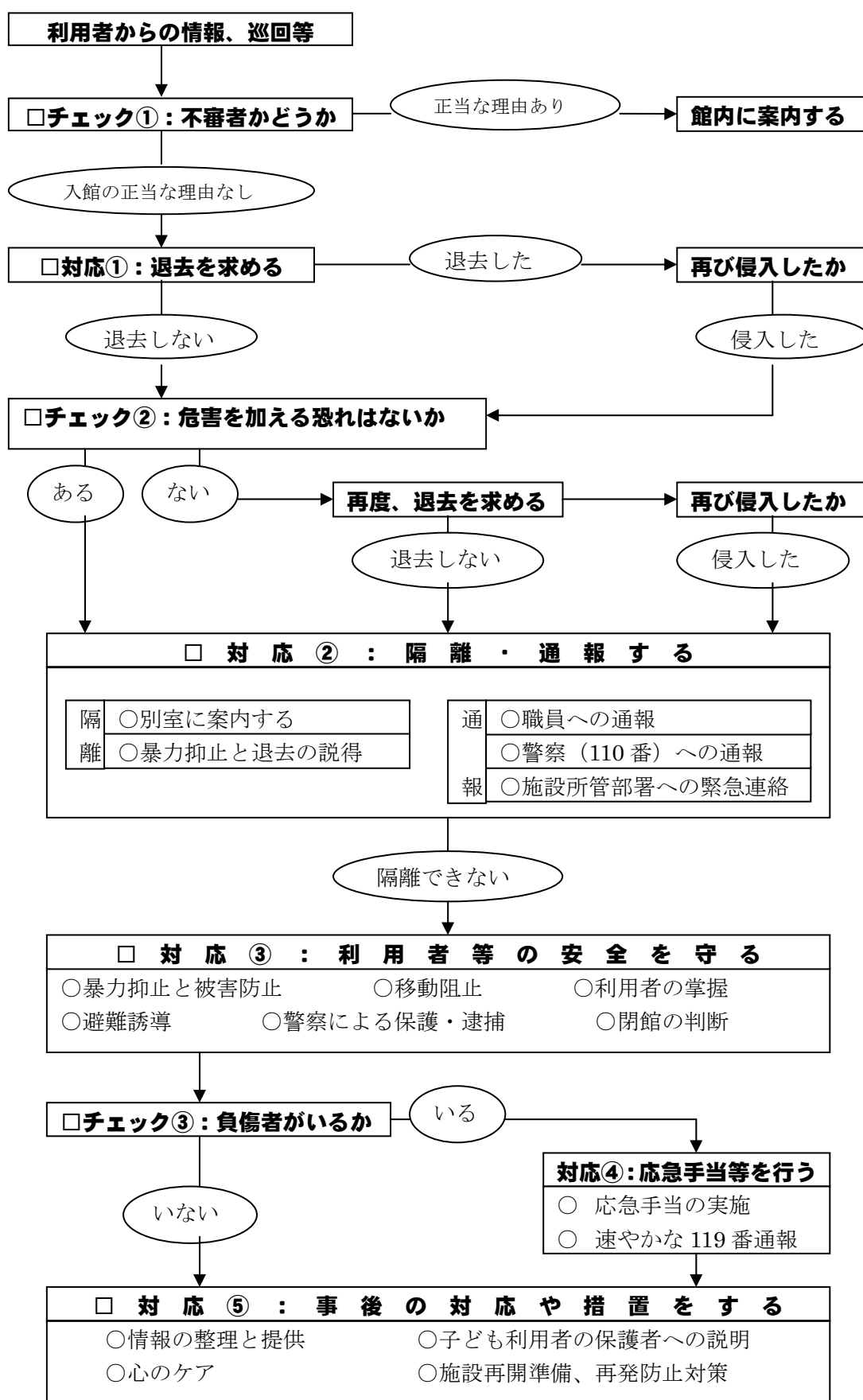
- 開館前に、施設内を巡回し安全を確認する。
- 必要に応じて出入口で見守りを行う。

- 開館・閉館時間を厳守する。
 - (3) 声かけ
 - 利用者に対して、挨拶や声かけを行い、利用目的確認や行き先案内を習慣化する。
 - 利用者に声かけをする場合、次の点に留意する。
 - 利用目的が答えられるか、正当なものか。
 - 業者の場合、社名や業務内容、公共施設側の担当者名等が言えるか。
 - (4) 巡回等
 - 職員等により、必要に応じて施設内の巡視を行う。
 - 不審者情報等があった場合など、状況によっては施設周辺を巡視する。
 - (5) 防犯関係設備等の活用
 - 緊急時の施設内連絡システムとして、館内放送以外に携帯電話の連絡網など活用を検討する。
 - 防犯カメラが設置されている場合、そのモニターを意識的に確認する。
 - (6) 関係機関との連携
 - 小金井警察署や国分寺消防署と連携を図っておく。(防犯訓練や防災・防火訓練の機会を活用)
 - 平素から不審者情報など、市総務部くらしの安全課と連絡を密にしておく。
- 3 訓練と研修
- (1) 防犯訓練の実施
 - 不審者等の侵入を想定した訓練の実施
 - 小金井警察、けが人発生を想定し国分寺消防署とも連携した訓練の実施
 - (2) 職員の研修
 - 日ごろから安全対策について話し合っておく。
 - 市総務部くらしの安全課で行う防犯講演会や講座、警察等関係機関の研修に積極的に参加する。

第2章 応急対策（不審者等が侵入したときの緊急対応）

- 1 基本的事項
- (1) 利用者の安全確保
 - ① 利用者が危険にさらされている場合は、危険から脱出させることを優先する。
 - ② 利用者の安全確保のため、その場所に留まるか、別の場所に避難すべきか、現場にいる職員等が判断し即応する。
 - (2) 職員の安全確保
 - ① 利用者の安全確保に加え、対応する職員自身の安全確保のため、一人で対応するのではなく、可能な限り複数で対応する。
 - ② ささまざまな場面を想定し、職員相互の連携について検討し、共通の認識を持つ。
 - (3) 警察、消防への連絡
 - ① 少しでも危険が想定される場合は、早急に警察（110番）に連絡する。
 - ② けが人等が発生した場合は、直ちに消防（119番）に連絡する。
 - ③ 危機的な状況の中では、警察や消防に連絡したがどうか不明な場合があるので、「誰かが連絡しただろう」ではなく「重複しても自分が連絡する」を心がける。

3 チェックと対応



- チェック①：不審者かどうか。(利用者からの情報や巡回で声かけを行う)
 - 不審者かどうかのポイントは、声かけ時の反応で判断する。
 - 声かけ前に不審を感じるような場合は、一人で対応しないで複数の職員で対応する
 - 危険を感じるような場合は、直ちに110番通報する。

- 対応①：退去をもとめる
 - 不審者侵入時の職員の役割分担に従い、他の職員に連絡し、協力を求める。あらかじめ、不審者に知られないようなサインや暗号を決定しておく。
 - 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。その際、相手に近寄り過ぎない。
 - 次のような場合は、不審者として警察へ通報する。
 - ◎ 職員を無視し、無理に立入ろうとする。
 - ◎ 退去の説得に応じようとしない。
 - ◎ 暴力的な言動をする。
 - 退去しても再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。必要に応じて閉館を判断する。
 - 再度侵入したり、施設周辺に居続けたりする可能性もあるので、職員は複数で施設周辺を巡視等行う。
 - 退去した場合も、警察や施設所管部署、市教育委員会、市総務部くらしの安全課に報告し、施設周辺のパトロールの強化を図る。

- チェック②：危害を加える恐れはないか
 - 所持品に注意する。
 - ◎ 凶器を所持していたら、直ちに110番通報する。
 - ◎ 不審者が興奮しないよう、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
 - ◎ 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
 - 特に次のような言動がないか注意する。
 - ◎ 暴力を振るおうとする。
 - ◎ 制止を聞かず興奮状態である。
 - ◎ 言動が不自然である、あるいは要領を得ないことを言っている。

- 対応②：隔離・通報する
 - 別室に案内する。
 - ◎ 利用者等から隔離するため、別室に案内する。
 - ◎ 不審者を先に奥に案内し、対応する職員は身の安全を図るため後から入り、入口近くに位置し、ドアは開放する。
 - ◎ 対応は複数の職員で行う。
 - 暴力行為を行わないことと退去することを説得する。
 - 警察、施設所管部署等に通報するとともに、職員、利用者等に周知する。
 - ◎ 警察（110番）へ通報する場合、不審者に知られないようにサインをあらかじめ決定しておく。
 - ◎ 職員等への周知に際しては、館内放送が最も迅速であるが、不審者への影響を考慮し、あらかじめ職員間で放送の文例を決定しておく。

- 対応③：利用者の安全を守る
 - 暴力の抑止と被害の防止を行う。…利用者等から注意をそらし、不審者を近づけないようにすることで、被害を防止しながら警察の到着を待つものとする。
 - ◎ 応援を求める。
 - ・ 大声をたてる。
 - ・ 緊急時の連絡網を活用する。
 - ◎ 身近な物を使用して、不審者との距離をとり、その移動を阻止する。
 - ・ 机、イス、モップ、ほうき、さす股等
 - 利用者等を掌握し、安全を守る。
 - ◎ 講座などの時間中は、その担当者が利用者等の行動を掌握し、安全を守る。担当者が他の役割に移行する場合は、必ず近くの職員に引き継ぐ。
 - ◎ その他の職員は、あらかじめ分担した場所で安全を守る。
 - ◎ 全職員等に緊急連絡を行い、閉館する。(危険にさらす利用者を増やさない。)
 - 避難誘導をする。
 - ◎ 緊急性が低い場合、直ちに避難できるよう、利用者等をその場で待機させる。
 - ◎ 侵入の恐れがある場合には、直ちに利用者等を施設外など安全な場所に避難誘導する。
 - ◎ 避難の指示がある場合は、その指示に従う。

- チェック③：負傷者がいるか
 - 負傷者を把握する。
 - ◎ 講座等実施中は、その担当者が把握して報告する。
 - ◎ その他の職員は、あらかじめ決めておいた担当の場所に急行し、速やかに負傷者を確認する。
 - ◎ 施設内外、周辺を職員が巡視する。

- 対応④：応急手当などを行う
 - 負傷者は速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急搬送を要請する。
 - 救急搬送する場合は、必要に応じて職員が付き添う。

- 対応⑤：事後の対応や措置を行う
 - あらかじめ定められた役割分担に従い、事後の対応・措置を行う。
 - 情報を収集し、概要等を把握・整理し、提供する。
 - 特に報道機関との対応については、窓口を管理職に一本化し、正確な情報を伝える。
 - 子どもの利用者がある場合、速やかに保護者等に以下のとおり連絡や説明を行う。
 - ◎ 客観的な事実
 - ◎ 職員の取った対応
 - ◎ 子どもの様子と今後予想される状況
 - ◎ 施設の再開に向けての対応
 - ◎ 保護者や地域への依頼
 - ◎ 説明等に当たっては、プライバシー保護に配慮する。
 - 連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保する。携帯電話の活用を検討する。
 - 不審者が保護・逮捕され、あるいは施設外に退去した場合でも、子どもの利用者には職員の引率、又は保護者の引き取りを行う。

- 子どもの利用者の保護者等に引率や巡回の協力を依頼する。
- 市内の他の公共施設、市総務部くらしの安全課に情報提供を行う。
- 施設の再開及び再発防止対策を実施する。
 - ◎ 利用者、職員の心のケア…相談や症状に応じてカウンセラーによるカウンセリングを実施する。
 - ◎ 安全管理体制の再検討…マニュアルや役割分担、対応の見直しを行う。
 - ◎ 施設、設備の点検と補修…施設、設備が原因であった場合、その原因を改善する。
 - ◎ 利用者会等の開催…今後の安全管理の方針について説明するとともに、利用者や地域との協力について理解を求める。
- 以上については施設所管部署のほか、市教育委員会、市総務部くらしの安全課に報告するとともに、連携をとって進める。

第3章 複合施設等の対策

1 複合施設の対応

- (1) 公民館・図書館、西町プラザなど、比較的小規模な複合施設で、各施設職員数が少ない場合は、同一のマニュアルに基づき、施設管理部門を中心に役割分担を行い対処することを検討する。
- (2) 民間施設も含むいずみプラザや光プラザなど、大規模で職員数の多い複合施設においては、各施設ごとにマニュアルを作成し対処するものとし、そのマニュアルは連携を取れるよう配慮する。

2 小規模施設等の対応

- (1) 地域センターなど、小規模で職員数の少ない施設については、近接公共施設と連携するなどの対応を図り、マニュアルも共有する。
- (2) 指定管理者による公共施設においても、管理者独自の防犯対策マニュアルがない場合は、市管理の公共施設と同様のマニュアルを作成する。

国分寺市 防犯まちづくり実施計画

平成21年11月

国分寺市総務部くらしの安全課

国分寺市戸倉一丁目6番地1
電話 042-325-0111